

|                                         |      |
|-----------------------------------------|------|
| 男女共同参画会議<br>第22回重点方針専門調査会<br>令和元年10月10日 | 資料 7 |
|-----------------------------------------|------|

(通し番号 229)

## 「女性活躍加速のための重点方針 2019」

### Ⅲ 女性活躍のための基盤整備

#### 4. 女性活躍の視点に立った制度等の整備

##### a) 働く意欲を阻害しない制度等の在り方の検討 (うち再婚禁止期間の部分)

(法務省説明資料)



# 女性の再婚禁止期間の在り方の検討について

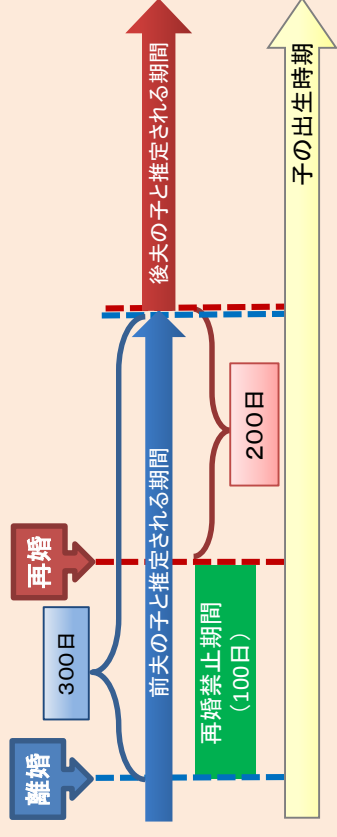
## 女性の再婚禁止期間の定め

- ◆ 民法第733条第1項：「女は、前婚の解消又は取消の日から起算して**100日**を経過した後でなければ、再婚することできない。」  
(経緯等)
  - 平成27年12月16日最高裁判決
    - ⇒ 民法の一部を改正する法律（平成28年法律第71号。同年6月7日公布・施行）による改正
  - 改正法附則第2項：「この法律の**施行後3年を目途として**、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、**再婚禁止に係る制度の在り方について検討を加える**」

1

## 再婚禁止期間の立法目的と嫡出推定（父性の推定）

- ◆ 再婚禁止期間の立法目的：  
**民法第772条による父性の推定の重複を回避**（上記判決参照）
- ◆ 民法第772条による嫡出推定：
  - ① **離婚等の後300日以内**に生まれた子は、**前夫の子と推定**
  - ② **婚姻（再婚）の日から200日を経過した後**に生まれた子は、**夫（後夫）の子と推定**



## 嫡出推定制度に関する検討経緯

- ◆ 平成30年10月～令和元年7月 **嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する研究会**（座長・大村敦志学習院大学教授）において検討（令和元年7月23日，取りまとめの報告書を公表）
- ◆ 令和元年6月20日 **法制審議会に諮問，民法（親子法制）部会**の設置